

東京都介護福祉士会 国際事業部 定例ミーティング（2024年1月10日）

どうなる？

外国人介護職員の就労の仕組み

発表者：蔵本 孝治（東京都介護福祉士会 国際事業部）

今回の改正のポイント(2024年1月10日時点)

技能実習制度の廃止、 「育成就労」の創設

(2024年通常国会に法案提出→実施は2025年以降?)

「技能移転による国際協力」 → 「人材確保と人材育成」

本人の意向による転籍を認める、やむを得ない事情がある場合の転籍の範囲を拡大・明確化

日本語能力要件を設定(介護業務はすでに設定)

特定技能と育成就労の接続

育成就労(3年) → 特定技能1号(5年) → 特定技能2号(上限なし)

外国人介護人材の業務の在り方の検討

就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生を人員配置基準に算定可能

訪問系サービスの就労制限の検討(EPA候補者、特定技能、技能実習)

技能実習制度における事業所開設3年後要件の検討

介護福祉士国家試験の見直しの可能性(?)

介護分野については在留資格「介護」(介護福祉士国家試験合格)があるため、特定技能2号が設けられていない。外国人介護職員が合格しやすいように試験制度の見直しの可能性(?)

技能実習制度の廃止、「育成就労」の創設（2024年通常国会に法案提出→実施は2025年以降？）

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書 2023.11.30）

<p>見直しに当たった ての三つの視点 (ビジョン)</p>	<p>国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。</p> <p>外国人の人権保護(外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること)</p> <p>外国人のキャリアアップ(外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること)</p> <p>安全安心・共生社会(全ての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする)</p>
<p>新制度の 目的・目標</p>	<p>「技能移転による国際協力」 → 「人材確保と人材育成」</p> <p>3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成</p> <p>※介護業務については「介護技能評価試験(母国語)」「介護日本語評価試験」「日本語試験(国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上)」</p> <p>評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで)に試験を義務付け)</p>

技能実習制度の廃止、「育成就労」の創設（2024年通常国会に法案提出→実施は2025年以降？）

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書 2023.11.30）

新制度での転籍の
在り方

「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化、手続を柔軟化
本人の意向による転籍を認める

一定要件：同一機関での就労が1年超

技能検定試験基礎級等・日本語能力試験N5等合格

※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能

※当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、
必要な経過措置を設けることを検討。

転籍先機関の適正性(転籍者数等)を設け、同一業務区分に限る

転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。

監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。

試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に

※留意事項：「とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保
が図られるように配慮すること」

技能実習制度の廃止、「育成就労」の創設（2024年通常国会に法案提出→実施は2025年以降？）

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書 2023.11.30）

日本語能力の向上

継続的な学習による段階的な日本語能力向上。

就労開始前：日本語能力試験N5等合格又は相当講習受講

（現行の技能実習・介護では就労開始時N4等合格、1年目終了後N3等合格）

特定技能1号移行時：日本語能力試験N4等合格（当分の間は相当講習受講も可）

特定技能2号移行時：日本語能力試験N3等合格

（**介護：国家試験合格可能な日本語能力**）

※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能

日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に

日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る

支援・保護

技能実習機構（新たな機構に改組）の監督指導・支援保護機能や労基署・地方入管との連携等を強化、特定技能外国人への相談援助業務を追加

監理団体の許可要件等厳格化、送出機関の取締りを強化

支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入

自治体は共生社会の実現、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進

特定技能と育成就労の接続(2024年通常国会に法案提出→実施は2025年以降?)

(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書 2023.11.30)

育成就労(技能実習)から特定技能への更なる促進

育成就労(3年)→特定技能1号(5年)→特定技能2号(上限なし)

新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図る

従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一

受入れ見込数の設定(特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。

※ある有識者の解説:「育成就労」は「特定技能0号」だ

育成就労から特定技能への移行の要件

新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
(現行制度では「技能実習2号を良好に修了していること」)

- ①技能検定試験3級(技能実習3年目終了時)等又は特定技能1号評価試験合格
- ②日本語能力試験N4等合格(当分の間は相当講習受講も可)

試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める

支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化、支援実績・委託費等の開示を義務付け

育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする

外国人介護人材の業務の在り方 (外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 2023.7.24～)

人員配置基準の算定
(2024年度実施)

EPA 介護福祉士候補者と技能実習生: 就労開始時から人員配置基準に算定可能
(従来は日本語能力試験N2以上合格者、または6ヶ月就労以降)

要件: 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること

※現行では在留資格「介護」、EPA介護福祉士、特定技能、日本人配偶者等、留学生のアルバイトなどは就労開始時から算定可能

訪問系サービスの就労制限の検討

現在、訪問系サービスに就労できるのは在留資格「介護」、EPA介護福祉士、日本人配偶者等、留学生のアルバイトなど

EPA候補者、特定技能、技能実習についても訪問系サービスへの就労を検討

※検討会の中でも委員の意見がわれている。訪問系の中でも、訪問入浴介護やサ高住・住宅型有料の併設型訪問介護事業所は認めても良いのではという意見も。

技能実習制度における事業所開設3年後要件の検討

見直し案: ①②のいずれかを満たす場合を認める

① 法人の設立から3年間が経過

② ・外国人に対する研修体制があること

・外国人が働いている事業所の職員、利用者などからの相談体制があること

・外国人を受け入れることについて、事業開始前に事業所従事予定の職員や利用予定の利用者・家族に対する事前説明会が設けられていること

・外国人受入れに関して、法人内において協議できる体制が設けられていること

介護福祉士国家試験の見直しの可能性(?)

『特定技能2号と在留資格「介護」の難易度がつりあっていない』との関係者の声

他業務 : 育成就労(3年)→特定技能1号(5年)→特定技能2号(上限なし)

特定技能2号評価試験等の合格、日本語能力試験N3等の合格

介護業務: 育成就労(3年)→特定技能1号(5年)→在留資格「介護」(上限なし)

介護福祉士国家試験合格

Jiji.COM (2023年11月04日07時13分)

介護福祉士試験見直しへ 外国人材らの受験機会拡大―厚労省 (抜粋)

厚生労働省は介護現場での人材不足が深刻化する中、介護福祉士の国家試験制度を見直す検討に入った。

具体的には、筆記試験の合否判定について、計13科目の総得点で評価する方法を改め、科目ごとに合否を出して、合格した科目が有効期限内なら再受験する際に免除することなどを考えている。

受験資格を得るには3年以上の実務経験が必要になるため、特定技能や技能実習の外国人材が最長5年の在留期間内に合格するのはハードルが高いとの声が上がっている。

そこで厚労省は、筆記試験の合否判定の仕組みを見直す。科目ごとに合否を出す方式は保育士試験で採用しており、同省はこの制度などを参考とする見通しだ。